

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 デシベル以下、夜間にあつては、40 デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＜環境基準の評価＞

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

＜環境基準の地域としての評価＞

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

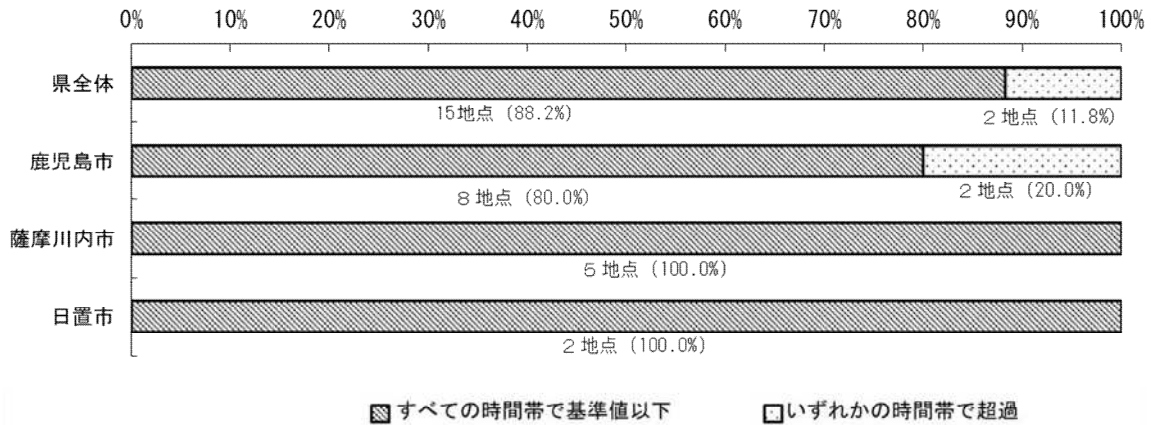
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

令和5年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

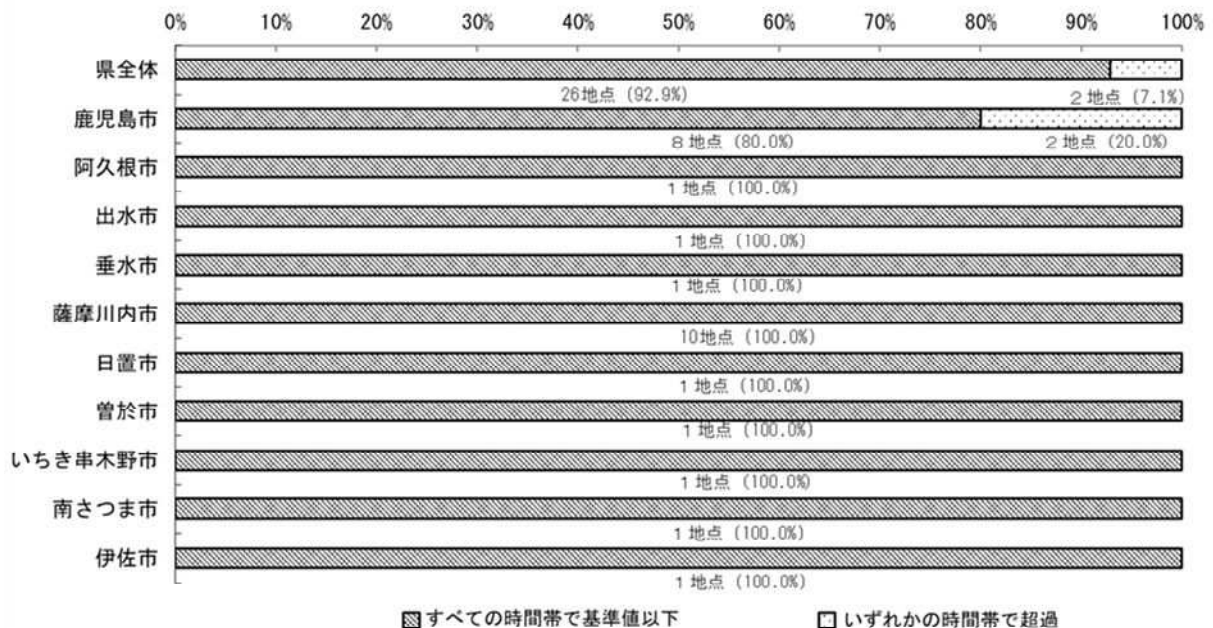
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（17地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は88.2%（15地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は11.8%（2地点）であり、全ての時間帯で基準値を超過している地点はなかった。

(ア) 騒音に係る環境基準（一般地域）の調査結果概要



(注) 本図のデータは、令和5年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(イ) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、令和5年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(ロ) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果<面的評価>概要

県が調査した肝付町ほか7町の計31区間（3,261戸）における環境基準（道路に面する地域）を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

エ 調査結果の詳細

(ア) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）における騒音調査結果（市実施）

単位：デシベル

市町村	番号	測定地点	用途地域 (注)	環境基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	小川町	商	C	R5.12.26	R5.12.27	53	49	60	50	○	○	○
	2	明和2丁目	1低	A	R5.12.26	R5.12.27	52	41	55	45	○	○	○
	3	平之町	2住	B	R5.12.26	R5.12.27	54	48	55	45	○	×	×
	4	千日町	商	C	R5.12.26	R5.12.27	56	54	60	50	○	×	×
	5	西田3丁目	1住	B	R5.12.26	R5.12.27	49	41	55	45	○	○	○
	6	荒田1丁目	1住	B	R5.12.26	R5.12.27	53	44	55	45	○	○	○
	7	星ヶ峯3丁目	1低	A	R5.12.26	R5.12.27	53	32	55	45	○	○	○
	8	田上台1丁目	1低	A	R5.12.26	R5.12.27	51	42	55	45	○	○	○
	9	中山2丁目	1低	A	R5.12.26	R5.12.27	50	40	55	45	○	○	○
	10	真砂町	1住	B	R5.12.26	R5.12.27	53	44	55	45	○	○	○
薩摩川内市	1	中郷一丁目	2中	A	R6.1.17	R6.1.18	46	38	55	45	○	○	○
	2	天辰町	2中	A	R6.1.17	R6.1.18	47	35	55	45	○	○	○
	3	中郷二丁目	準住	B	R5.12.7	R5.12.8	50	43	55	45	○	○	○
	4	白和町	近商	C	R5.12.7	R5.12.8	48	39	60	50	○	○	○
	5	上川内町	準工	C	R5.12.7	R5.12.8	52	45	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町妙円寺一丁目	1低	A	R5.11.9	R5.11.10	49	40	55	45	○	○	○
	2	伊集院町麦生田	1中	A	R5.11.9	R5.11.10	51	40	55	45	○	○	○

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低＝第一種低層住居専用地域、2低＝第二種低層住居専用地域、田＝田園住居地域、

1中＝第一種中高層住居専用地域、2中＝第二種中高層住居専用地域、1住＝第一種住居地域、

2住＝第二種住居地域、準住＝準住居地域、近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価> (市実施)

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道58号	山下町	下	○	2	商	C	R6.2.15	R6.2.16	○	62	54	70	65
	2	鹿児島川辺線	坂之上3丁目	上	○	2	1低	A	R6.2.15	R6.2.16	○	64	57	70	65
	3	伊集院蒲生溝辺線	油須木町	上	○	2	未	B	R6.2.15	R6.2.16	○	68	60	70	65
	4	鹿児島停車場線	名山町	上	○	4	商	C	R6.2.15	R6.2.16	○	69	67	70	65
	5	徳重横井鹿児島線	犬迫町	上	○	2	未	B	R6.2.15	R6.2.16	○	65	57	70	65
	6	鹿児島港城南線	南林寺町	下	○	4	準工	C	R6.2.15	R6.2.16	○	69	66	70	65
	7	郡元鹿児島港線	東郡元町	下	○	4	準工	C	R6.2.15	R6.2.16	○	68	65	70	65
	8	郡元真砂線	真砂本町	上	○	4	1住	B	R6.2.15	R6.2.16	○	59	50	70	65
	9	南港1号線	東郡元町	下	○	4	準工	C	R6.2.15	R6.2.16	○	66	56	70	65
	10	小松原山田線	東谷山6丁目	上	○	4	準住	B	R6.2.15	R6.2.16	○	68	61	70	65
阿久根市		脇本赤瀬川線	脇本	下		2	1低	B	R6.1.25	R6.1.26	○	64	51	65	60
出水市		一般国道447号	六月田町	下	○	2	未	-	R5.11.30	R5.12.1	○	68	60	70	65
垂水市		垂水南之郷線	田神	上		2	未	B	R5.12.13	R5.12.14	○	34	29	65	60
薩摩川内市	1	市道向田・高城線	神田町	上		2	近商	C	R6.1.17	R6.1.18	○	65	57	65	60
	2	県道44号	五代町	上	○	2	1低	A	R5.9.26	R5.9.27	○	61	53	70	65
	3	県道394号	平佐町	上	○	2	2中	A	R6.1.11	R6.1.12	○	62	53	70	65
	4	一般国道267号	中郷2丁目	上	○	2	準住	B	R6.1.9	R6.1.10	○	67	57	70	65
	5	一般国道3号	西向田町	上	○	4	商	C	R6.1.9	R6.1.10	○	69	61	70	65
	6	県道341号	高城町	上	○	2	工	-	R5.9.26	R5.9.27	○	64	57	70	65
	7	一般国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	R5.10.18	R5.10.19	○	69	60	70	65
	8	一般国道328号	入来町副田	下	○	2	準住	B	R6.1.11	R6.1.12	○	63	57	70	65
	9	県道320号	川永野町	上	○	2	未	-	R5.10.18	R5.10.19	○	67	60	70	65
	10	一般国道3号	尾白江町	上	○	4	未	-	R5.10.18	R5.10.19	○	70	62	70	65
日置市		一般国道3号	伊集院町野田	下	○	2	未	B	R6.1.15	R6.1.16	○	70	64	70	65
曾於市		末吉財部線	末吉町深川	上		2	未	B	R5.12.18	R5.12.18		62	48	65	60
いちき串木野市		一般国道3号	湊町4丁目	下	○	2	近商	C	R6.1.29	R6.1.29	○	67	58	70	65
南さつま市		一般国道226号	加世田唐仁原	上	○	2	未	B	R5.11.7	R5.11.8	○	62	55	70	65
伊佐市		一般国道447号	大口里	下	○	2	近商	C	R6.1.12	R6.1.13	○	62	54	70	65

(注1) 測定地点が上り車線であれば「上」、下り車線であれば「下」

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、田：田園住居地域、1中：第一種中高層住居専用地域、2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：都市計画区域内の用途未指定地域、外：都市計画区域外

(注5) 1日24時間の測定を行ってれば「○」、それ以外は空欄

(六) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価> (県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)						
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	809	99.4%	99.4%	100.0%	278	98.6%	98.6%	100.0%	531	99.8%	99.8%	100.0%
						804	804	809		274	274	278		530	530	531
		一般国道	292.0	190	26,422	94.7%	94.9%	96.4%	11,050	90.4%	90.7%	93.6%	15,372	97.8%	97.9%	98.4%
						25,027	25,062	25,470		9,989	10,020	10,345		15,038	15,042	15,125
	県道	406.6	270	33,249	98.0%	98.3%	98.8%	14,024	97.5%	97.9%	98.6%	19,225	98.4%	98.6%	99.0%	
					32,576	32,686	32,862		13,668	13,736	13,821		18,908	18,950	19,041	
	4車線以上の市町村道	21.5	20	13,839	99.7%	99.8%	99.8%	6,637	99.5%	99.6%	99.5%	7,202	100.0%	100.0%	100.0%	
					13,800	13,813	13,807		6,601	6,613	6,607		7,199	7,200	7,200	
	合計	738.8	492	74,319	97.2%	97.4%	98.2%	31,989	95.4%	95.8%	97.1%	42,330	98.5%	98.6%	99.0%	
					72,207	72,365	72,948		30,532	30,643	31,051		41,675	41,722	41,897	
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	70.8	26	2,272	100.0%	100.0%	100.0%	926	100.0%	100.0%	100.0%	1,346	100.0%	100.0%	100.0%
						2,272	2,272	2,272		926	926	926		1,346	1,346	1,346
	県道	24.5	5	989	100.0%	100.0%	100.0%	420	100.0%	100.0%	100.0%	569	100.0%	100.0%	100.0%	
					989	989	989		420	420	420		569	569	569	
合計	95.3	31	3,261	100.0%	100.0%	100.0%	1,346	100.0%	100.0%	100.0%	1,915	100.0%	100.0%	100.0%		
				3,261	3,261	3,261		1,346	1,346	1,346		1,915	1,915	1,915		
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	809	99.4%	99.4%	100.0%	278	98.6%	98.6%	100.0%	531	99.8%	99.8%	100.0%
						804	804	809		274	274	278		530	530	531
		一般国道	101.2	75	15,131	91.5%	91.6%	94.2%	6,796	85.7%	85.7%	90.5%	8,335	96.3%	96.3%	97.3%
						13,846	13,853	14,256		5,821	5,825	6,148		8,025	8,028	8,108
	県道	275.9	186	27,274	98.2%	98.6%	98.6%	11,488	97.8%	98.4%	98.3%	15,786	98.5%	98.8%	98.9%	
					26,783	26,888	26,895		11,236	11,299	11,290		15,547	15,589	15,605	
4車線以上の市町村道	21.5	20	13,839	99.7%	99.8%	99.8%	6,637	99.5%	99.6%	99.5%	7,202	100.0%	100.0%	100.0%		
				13,800	13,813	13,807		6,601	6,613	6,607		7,199	7,200	7,200		
合計	417.3	293	57,053	96.8%	97.0%	97.7%	25,199	95.0%	95.3%	96.5%	31,854	98.3%	98.4%	98.7%		
				55,233	55,358	55,767		23,932	24,011	24,323		31,301	31,347	31,444		
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	266	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	181	100.0%	100.0%	100.0%
					266	266	266		85	85	85		181	181	181	
合計	1.9	1	266	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	181	100.0%	100.0%	100.0%		
				266	266	266		85	85	85		181	181	181		
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215	100.0%	100.0%	100.0%
					319	319	319		104	104	104		215	215	215	
合計	2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215	100.0%	100.0%	100.0%		
				319	319	319		104	104	104		215	215	215		
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	420	95.5%	95.5%	99.0%	149	88.6%	88.6%	97.3%	271	99.3%	99.3%	100.0%
					401	401	416		132	132	145		269	269	271	
	県道	20.8	9	926	100.0%	100.0%	100.0%	442	100.0%	100.0%	100.0%	484	100.0%	100.0%	100.0%	
					926	926	926		442	442	442		484	484	484	
合計	32.1	14	1,346	98.6%	98.6%	99.7%	591	97.1%	97.1%	99.3%	755	99.7%	99.7%	100.0%		
				1,327	1,327	1,342		574	574	587		753	753	755		
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.4	6	693	97.5%	99.1%	97.7%	270	94.8%	98.9%	94.8%	423	99.3%	99.3%	99.5%
					676	687	677		256	267	256		420	420	421	
	県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%	
					255	255	255		99	99	99		156	156	156	
合計	13.1	11	948	98.2%	99.4%	98.3%	369	96.2%	99.2%	96.2%	579	99.5%	99.5%	99.7%		
				931	942	932		355	366	355		576	576	577		
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					263	263	278		86	86	101		177	177	177	
合計	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%		
				263	263	278		86	86	101		177	177	177		
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%
					344	344	344		154	154	154		190	190	190	
合計	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%		
				344	344	344		154	154	154		190	190	190		
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.5	1	172	100.0%	100.0%	100.0%	66	100.0%	100.0%	100.0%	106	100.0%	100.0%	100.0%
					172	172	172		66	66	66		106	106	106	
合計	1.5	1	172	100.0%	100.0%	100.0%	66	100.0%	100.0%	100.0%	106	100.0%	100.0%	100.0%		
				172	172	172		66	66	66		106	106	106		

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)						
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%
						205	205	205		98	98	98		107	107	107
	合計	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.3	22	1,025	96.6%	97.7%	96.8%	423	95.0%	97.6%	95.3%	602	97.7%	97.7%	97.8%
						990	1,001	992		402	413	403		588	588	589
	県道	15.2	17	818	84.5%	84.5%	99.6%	342	71.1%	71.1%	100.0%	476	94.1%	94.1%	99.4%	
					691	691	815		243	243	342		448	448	473	
	合計	38.5	39	1,843	91.2%	91.8%	98.0%	765	84.3%	85.8%	97.4%	1,078	96.1%	96.1%	98.5%	
				1,681	1,692	1,807		645	656	745		1,036	1,036	1,062		
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.3	11	569	96.7%	97.5%	96.7%	198	90.4%	92.9%	90.4%	371	100.0%	100.0%	100.0%
						550	555	550		179	184	179		371	371	371
	県道	29.7	21	785	99.4%	100.0%	99.4%	355	98.6%	100.0%	98.6%	430	100.0%	100.0%	100.0%	
					780	785	780		350	355	350		430	430	430	
	合計	46.0	32	1,354	98.2%	99.0%	98.2%	553	95.7%	97.5%	95.7%	801	100.0%	100.0%	100.0%	
				1,330	1,340	1,330		529	539	529		801	801	801		
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	6.0	4	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%
						959	960	959		191	191	191		768	769	768
	合計	6.0	4	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%	
				959	960	959		191	191	191		768	769	768		
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	15	1,160	100.0%	100.0%	100.0%	392	100.0%	100.0%	100.0%	768	100.0%	100.0%	100.0%
						1,160	1,160	1,160		392	392	392		768	768	768
	県道	14.4	13	579	100.0%	100.0%	100.0%	257	100.0%	100.0%	100.0%	322	100.0%	100.0%	100.0%	
					579	579	579		257	257	257		322	322	322	
合計	32.0	28	1,739	100.0%	100.0%	100.0%	649	100.0%	100.0%	100.0%	1,090	100.0%	100.0%	100.0%		
				1,739	1,739	1,739		649	649	649		1,090	1,090	1,090		
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.9	7	801	100.0%	100.0%	100.0%	340	100.0%	100.0%	100.0%	461	100.0%	100.0%	100.0%
						801	801	801		340	340	340		461	461	461
	県道	11.5	6	518	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%	324	100.0%	100.0%	100.0%	
					518	518	518		194	194	194		324	324	324	
合計	20.4	13	1,319	100.0%	100.0%	100.0%	534	100.0%	100.0%	100.0%	785	100.0%	100.0%	100.0%		
				1,319	1,319	1,319		534	534	534		785	785	785		
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
						1,421	1,421	1,421		582	582	582		839	839	839
	県道	0.4	1	413	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	235	100.0%	100.0%	100.0%	
					413	413	413		178	178	178		235	235	235	
合計	3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%		
				1,834	1,834	1,834		760	760	760		1,074	1,074	1,074		
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.6	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	135	100.0%	100.0%	100.0%
						211	211	211		76	76	76		135	135	135
	県道	0.6	1	116	56.9%	56.9%	100.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	116	56.9%	56.9%	100.0%	
					66	66	116		0	0	0		116	66	66	116
合計	3.2	5	327	84.7%	84.7%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	251	80.1%	80.1%	100.0%		
				277	277	327		76	76	76		201	201	251		
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%
						343	343	343		165	165	165		178	178	178
	合計	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	
				343	343	343		165	165	165		178	178	178		
始良市	道路種類別の内訳	県道	8.4	5	404	100.0%	100.0%	100.0%	183	100.0%	100.0%	100.0%	221	100.0%	100.0%	100.0%
						404	404	404		183	183	183		221	221	221
	合計	8.4	5	404	100.0%	100.0%	100.0%	183	100.0%	100.0%	100.0%	221	100.0%	100.0%	100.0%	
				404	404	404		183	183	183		221	221	221		

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりである。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域